

国民年金ってどんな制度？

国民年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

国民年金課 ☎(29)5086、総合支所、支所、岩国年金事務所 ☎(24)2222



☑ 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の 全ての人に入会義務があります！

職業などで、次の3つのグループに分かれ、それぞれ加入手続きが異なります。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者、学生、農林漁業者、 無職の人など	厚生年金や共済組合に加入し ている会社員、公務員など	厚生年金や共済組合に加入して いる配偶者に扶養されている人
<ul style="list-style-type: none"> ● 手続き 保険年金課 総合支所、支所 ● 納付方法 国民年金保険料を各自で納付 する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続き 勤務先 ● 納付方法 勤務先で給料から天引きされ る年金保険料に国民年金保険 料が含まれており、各自での 納付は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続き 配偶者の勤務先 ● 納付方法 配偶者の加入する厚生年金や 共済組合が国民年金保険料を 負担するため、各自での納付 は不要

☑ 年金がもらえるのは、老後だけではありません。 若い人たちにも大切な制度です！

年金というと「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちです。しかし規定の年齢に達したとき以外にも、病気やけがで働けなくなったとき、生計を維持している人が亡くなったときなど、要件によっては受け取れる年金があります※（金額は令和2年12月現在）

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
保険料を納めた期間や免除期 間などが原則として10年以上 ある人に65歳から終身にわた って支給されます。	年金加入中に病気やけがで一 定の障害の状態にある人に支 給されます（支給には要件が あります）。	年金加入者が亡くなったとき、 その人によって生計を維持さ れていた「子のある配偶者」 または「子」に支給されます （支給には要件があります）。
年額 = 781,700円（40年間 保険料を納めた場合の満額）	年額 = （1級）977,125円 （2級）781,700円	年額 = 781,700円 + 子の加算

※第2号被保険者は上記に上乗せして老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が支給されます。支給要件が異なりますので、詳しくは年金事務所に問い合わせてください

☑ もっとおトクに 耳より年金情報

- 国民年金の保険料は、月額16,540円（令和2年度）です
- 保険料をまとめて前払いすると、保険料が割り引きされる前納制度があります
- 口座振替による前納は、現金で納めるより割り引き額が多くお得です
- 付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、付加年金が上乗せされます